

議案第 3 号

桐生市市税条例の一部を改正する条例案

桐生市市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市市税条例の一部を改正する条例

桐生市市税条例(平成10年桐生市条例第2号)の一部を次のように改正する。
第36条の2第9項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議 案 説 明

議案第 3 号 桐生市市税条例の一部を改正する条例案

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行おうとするものです。